

会 議 録

会 議 名	令和5年度東松山市男女共同参画審議会					
開 催 日 時	令和5年7月10日（月）			開 会	午後2時	
				閉 会	午後3時35分	
開 催 場 所	総合会館3階 302会議室					
会 議 次 第	1 開会 2 挨拶 3 自己紹介 4 会長選出 5 議題 (1) 第5次ひがしまつやま共生プラン令和4年度事業最終評価について (2) 第5次ひがしまつやま共生プラン数値目標進捗管理について (3) 第5次ひがしまつやま共生プラン令和5年度事業予定について 6 その他 7 閉会					
公開・非公開の別	公 開		傍 聴 者 数	1 人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	小笠原泰代	出席	委 員	中村 薫	出席
	副会長	松本 光子	出席	委 員	飯島 徹	出席
	委 員	須賀 雅之	出席	委 員	松永 政子	出席
	委 員	安永 陽子	出席	委 員	小川 悦子	出席
	委 員	矢萩 義則	出席	委 員	佐々木 佐智子	欠席
	委 員	新井 悠木	出席	委 員	大島 規盟	出席
	委 員	神戸 考裕	出席	委 員	宮岡 朋子	欠席
	委 員	大谷 賢市	出席			
事 務 局	市民生活部長 杉山 正剛			人権市民相談課長 森 博史		
	市民生活部次長 小澤 秀明			人権市民相談課主査 安田 優美子		

次 第	顛 末
1 開 会	<p>人権市民相談課長 森 博史</p> <p>[会議の成立について]</p> <p>委員総数15人に対し出席者は13人であり、東松山市男女共同参画推進条例施行規則第3条第2項により過半数の委員の出席があることから、会議は成立することを確認。</p>
2 挨拶	<p>市民生活部長 杉山 正剛</p>
3 自己紹介	<p>委員、事務局自己紹介</p>
4 会長選出	<p>会長：小笠原 泰代</p>
<p>5 議 題</p> <p>(1) 第5次ひがしまつやま共生プラン令和4年度事業最終評価について</p>	<p>[議題に入る前の確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定により、会議録の署名者については、会長が安永委員と松永委員を指名。 ・同要綱第3条の規定により、会議の公開については、特に非公開にすべきと考えられる案件がないため、公開とすることを全員了承。傍聴希望者は1人あり。 <p>(事務局)</p> <p>議題(1)について説明。</p> <p>「第5次ひがしまつやま共生プラン」の概要、会議資料の説明、総括。 <資料1><資料2></p> <p>【質疑応答】</p> <p>(神戸委員)</p> <p>基本目標Ⅱの子育て支援の充実について質問する。待機児童数は20人とあるが、増えているということか。何か要因があるのか</p> <p>(事務局)</p> <p>議題2でも取り上げる予定であるが、待機児童については、資料3を御覧いただきたい。</p> <p>これまで保育施設の整備を進めてきたことで、昨年度と一昨年度は待機児童数が0人となり目標を達成していたが、今年度の待機児童数は、20人となった。</p>

これまで、新型コロナウイルス感染症に感染することを懸念した人が保育園への預け控えをしたりテレワークをしたりし、保育園の入所申請者数が減少していた。しかし、今年度は通常の社会活動を行う人が増え、保育園の入所申請者数が昨年度と比べ約50人増加した。それらの理由により、今年度は待機児童数が20人となったと考えられる。今年度の待機児童は、全て2歳児である。

(神戸委員)

数字だけでみると割合と評価が一致していないように見える。

(事務局)

資料2における保育課の活動指標は、待機児童数ではなく、保育施設等の開設数や延長保育・一時預かり等の実施か所数が指標となっており、全て目標を達成していたとするものである。資料3では待機児童数を指標としており、目標を達成することができなかった。

(飯島委員)

全体を見ると、ほとんど目標を達成しており素晴らしいと思うが、別の見方をすれば、目標の設定が甘かったのではないかと考えられる。次に向けて、もう少し目標を高くしても良いのではないか。

(事務局)

これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業が十分にできなかったこともあり、目標を立てにくかったと思われる。令和4年度は様子を見ながら事業を実施してきた。実施できなかった事業もあるが、様子を見ながら進めてきたという状況である。

本審議会では、目標値が適切であったかどうかについても審議をしていただく。いただいた意見を踏まえ、令和5年度の目標値について変更が可能なものがあれば検討し、必要に応じて見直しする。

(中村委員)

資料3について、現状値が令和元年度調査のままのものがあるが、調査は、どのようなタイミングで実施されるのか。

<p>(2) 第5次ひがしまつやま共生プラン数値目標進捗管理について</p>	<p>(事務局)</p> <p>本市では、2年に一度、市民に対し市民意識調査を実施しており、資料3の上の二つは、令和4年度市民意識調査の男女共同参画に関する調査の結果を反映している。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進については、毎年人事課が算出している男性市職員の育児休業取得率を反映している。</p> <p>待機児童数については、毎年6月頃に全国の調査に合わせて保育課が発表している人数である。</p> <p>審議会等における女性委員の割合については、毎年当課から各課に調査をして算出しているものである。</p> <p>市職員一般行政職の管理監督職（主査級以上）における女性職員の割合については、人事課が毎年算出しているものであり、令和5年4月1日時点の割合を反映している。</p> <p>下の二つは、DVに関する指標であるが、これは第5次ひがしまつやま共生プランを策定する1年前の令和元年度に、市民に向けて当課が実施した「令和元年度男女共同参画に関するアンケート」から反映した数値である。例えば、第5次ひがしまつやま共生プランの20ページに「夫婦間の加害行為について」というグラフを掲載しているが、このグラフから数値を反映させている。当該アンケート調査は次回、次の計画を策定する前年度に実施する予定である。当該調査も市民意識調査も、無作為に選んだ市民2,000人に対してアンケートを実施し、結果を取りまとめている。</p> <p>(事務局)</p> <p>議題(2)について説明。 <資料3></p> <p>【質疑応答】</p> <p>(小川委員)</p> <p>男性市職員の育児休業取得率について、一昨年度は目標値を大幅に上回り素晴らしいと思っていたが、昨年度は取得率が下がってしまった。何か要因はあるのか。また、対象者何人に対して何人が取得したのか教えてほしい。</p>
--	--

(事務局)

令和3年度中に赤ちゃんが生まれた男性市職員14人のうち5人が育児休業を取得し、令和3年度の育児休業取得率は35.7%であった。それに対し、令和4年度中に赤ちゃんが生まれた男性市職員は17人で、そのうち育児休業を取得したのは4人であったため、令和4年度の育児休業取得率は23.5%となった。人事課や各課所属長を通じ、育児休業取得についての呼びかけをしている。なお、令和2年度実績は26.3%であった。

年度により取得率が大きく変動する理由としては、分母となる対象者が少ないため、分子となる育児休業を取得した人数が一人増減するだけで割合の増減が大きく変化してしまうことが要因であると思われる。

(神戸委員)

ワーク・ライフ・バランスについては、育児休業取得率だけでなく時間外労働も重要である。平均で出すと平になってしまうと思うが、個人個人で見ると大きな差はあるのか。一部の人に負担が偏っているといった現状があるのであれば平均時間だけでは示せないと思うが、現状はいかがか。

(事務局)

実際の時間外労働については、少ない人、多い人とばらつきがある。しかし、市としては一人に偏ることがないように、所属長が業務の見直しをしている。人事課でも年度で計画を立て、人員配置に配慮している。

一か月に45時間を超える時間外労働をした個人がいた場合には、必ず所属長が業務の見直しをし、今後どうしていくかを人事課に報告をすることとしている。各課だけでなくその上司である次長・部長も含めて検討をした上で、人事課に報告書を提出し業務の見直しをしている。また、どの企業も同じであると思うが、一か月に80時間、100時間を超えた人については、必ず産業医が面談を実施する等の制度もある。個人に負担が偏らないよう、45時間を超えた人がいた場合については、所属で見直しを図っていくといった対策を毎月講じている。

(中村委員)

資料2の11ページ(通し番号66)①相談窓口の周知については、ほっとらいんに掲載して周知し評価が◎となっている。また、資料3のIV(10)(11)窓口の認知度については、令和元年度に調査した結果が記載されている。

しかし、周知していたとしても、実際に相談窓口の周知が進んでいるかはこれではわからない。ただし、(通し番号74)相談件数は前回は418件で今回は489件となっており、相談件数が伸びているということは窓口が周知されている結果かと思う。

489件のうち、関係機関と連携した件数はどれくらいあるのか。

また、その下の0人というのは、保護施設との連携が0であったということか。

(事務局)

(通し番号66)①相談窓口の周知については、市広報紙に掲載しているほか、公共施設にカードを置くなどして実施している。

(通し番号74)相談件数の489件は、社会福祉課で生活保護について相談をした人の件数であり、DVの相談件数ではない。

(通し番号75)保護人数は、本市配偶者暴力相談支援センターで関わり実際に保護施設に保護した人数を示しており、それが0人であったということである。

関係機関との連携について件数は把握していないが、必要に応じ多くの割合で連携を図っている。感覚ではあるが、庁内関係課を含めて7～8割程度連携している。子供がいる家庭については子育て支援課へ、また、DVを受けている人には警察への相談を勧め、当課から情報提供もしている。加えて、金銭的に困っている人については社会福祉課へ、障害がある人については障害者福祉課へ、65歳以上の高齢者については高齢介護課へというように、多くのケースで連携している。

なお、原則として、DVに関しては、同意があった場合に情報提供している。児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の通告義務があるケースに関しては、緊急性に応じ連携を図っている。

(大谷委員)

資料3の(1)男女の人権を尊重について、社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合が12.7%とあるが、社会全体について、という項目で質問をしたということか。

(事務局)

令和4年度市民意識調査では、男女の地位の平等感について、家庭生活、職場、学校教育の場、政治の場、法律や制度、社会通念・慣習・しきたり、社会全体など、項目別に質問している。

(大谷委員)

社会全体の数値を上げたいとの目標を立てているが、家庭生活、職場、政治など、分野ごとに内容が異なるのではないか。職場において男女で性差があるのであれば、それはそれで解決しなければならない。政治家の数が少ないという問題は、また別の問題であり、法律や制度に誤りがあるのであれば、それを解消する必要がある。

市民意識調査自体はこれでよいと思うが、平等感是人それぞれ違う。社会全体に対して平等だと感じる人を20%に上げていくためには、どのようにアプローチをしていくのか。

(事務局)

様々な場面があるが、学校教育の場では平等であると考えている人が比較的多い。しかし、学校教育の場では平等だと感じていたが社会に出てからは平等でないと感じることが増えるということがある。当課でも講座を開催しているほか、市広報紙等に掲載するなど様々なところで周知啓発している。

市民意識調査で経年比較をすると、平成25年度以降、社会全体において平等であると回答している人は減少している。世の中で周知啓発すればするほど、これまで気付いていなかった人も気づき、不平等なのではないか、男性が優遇されているのではないかと考える人が増え、平等であると回答する人が減っているのではないかと考えられる。

回答項目の見直しをしている市町村もあるが、分かりやすく経年比較するためにこれまで同じ質問項目にしていた。今後、質問項目

<p>(3) 第5次ひがしまつやま共生プラン令和5年度事業予定について</p>	<p>を同じにするのか別にするのか、検討する可能性はある。今後も引き続き、周知啓発する。</p> <p>(大谷委員)</p> <p>平等感というのは人それぞれであるし、置かれた環境によっても変わってくる。アンケートをこれ以上細かくすることは技術的に難しいかと思う。感覚的なもので数値を上げていくことは難しいのではないか。</p> <p>(事務局)</p> <p>市は今後、どのようなことをしていくのかとの意見があった。市が市民に対し、直接何ができるかという、政治等については難しいが、相談窓口を作ったり啓発活動をしたりと、今後も継続して様々な施策を実施していく。当課も含め各課が工夫をしながら実施していくことで、市民が平等について意識することが少しずつでも増えていけば、最終的には社会全体の数値も上がっていく可能性がある。市が直接対応できる部分は、職員の働き方も含め、今後も継続して進めていく。</p> <p>(事務局)</p> <p>議題(3)について説明。 <資料4></p> <p>【質疑応答】</p> <p>(神戸委員)</p> <p>資料4(4)働く場における男女共同参画の推進(通し番号12)で、ハラスメント防止に係る研修の実施、電子掲示板で周知と事業予定にあるが、電子掲示板とは、各自が何か資料を見て、eラーニングのように学習をするものなのか、何か配布をして見ておいてくださいとしているものなのか。</p> <p>研修の実施回数が1回となっているため、各課の取組として、人事課からそのような案内が出ているものなのかと思うが、各職員のハラスメントに対する意識というのはやはり評価していかなければならず、研修だけでは伸びにくいのではないかと思う。</p> <p>研修よりも実績で示すほうが分かりやすいのではないかと思う。</p>
---	--

例えば、eラーニングで言えば何人の職員がどのくらいを見ている、このカリキュラムは〇%達成したなど、数値で出すと周知がされていることが伝わりやすいと思う。

(事務局)

eラーニングの数値を示すといった取組は行っていないが、ハラスメントの防止においては毎年職員研修を実施しており、電子掲示板において各部から参加者を募っている。参加者は各課に内容を持ち帰り、課内会議などで周知している。また、管理職向けの研修を実施しているほか、新規採用職員の男女共同参画研修の中でもハラスメントについて周知啓発している。

(飯島委員)

会議の回数が1回とあるが、1回ではなく2回あったほうがもっとよいのではないか。何かの都合で出られない可能性もあるため、2回にしたほうがよくなることもあるのではないか。

(事務局)

各課で多くの会議があるため、業務の都合により1回となっている場合もあるが、部長会議、部内会議、課内会議等で情報共有をしている。会議に参加していない人も資料を読んだり説明を聞いたりする機会がある。

(大島委員)

(11) ②相談体制の充実(通し番号67)について、令和4年度と令和5年度を比べると会議の回数が減っているが、何か理由があるのか。

(事務局)

DVに関しては、常に庁内関係課と連携を図っているため、DV対策庁内連携会議の開催は1回としたが、必要に応じて情報共有をしている。

6 その他	<p>(事務局)</p> <p>人権問題や男女共同参画に関して、市民向けの講座や講演会を今年度も開催する予定である。詳細等が決定すれば、委員の皆様にもお知らせする予定である。</p>
7 閉 会	
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和5年9月1日</p> <p>署名委員 <u>安永 陽子</u></p> <p>署名委員 <u>松永 政子</u></p>	